

# 金沢市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要領

令和7年4月1日制定

令和8年4月1日改正

## 1 目的

この要領は、気候変動適応法に基づき、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）の指定にご協力いただける民間施設の募集に関する必要事項を定めるものとする。

## 2 実施内容

クーリングシェルターに指定された施設は、以下の内容を実施する。

- (1) 施設利用の有無に関わらず、暑さをしのぎ休憩できる場所として市民等へ開放する。
- (2) 冷房設備を適切に管理・運用し、休憩場所での快適な室温を保つ。
- (3) 受入可能人数に応じた適切な空間を確保し、一時的に休憩できる椅子・ソファ等を設置する（既存のもので可）。
- (4) 施設の出入口等、見やすい場所に本市が提供するのぼり旗等を掲示し、クーリングシェルターであることを周知する。

## 3 指定要件

市内に所在する施設で、以下の要件を満たす施設とする。

- (1) 開館又は営業時間中は、利用者が自由に出入り可能とすること。
- (2) 冷房設備を有し、適切に維持管理及び稼働すること。
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表された時は、開放可能日及び時間帯において、指定箇所を市民等に開放することができること。
- (4) 受入可能人数に応じて、一人あたりの空間を適切に確保すること。
- (5) 指定箇所が無料で利用可能であること。
- (6) 熱中症予防のため、利用者が持ち込む飲料等による水分補給を可能とすること。

## 4 運用期間

毎年6月1日から9月30日までとする。

ただし、初年度は協定締結日を開始日とする。

なお、運用できる日及び時間帯は、施設の実情に応じる。

## 5 募集期間

毎年度定める。

## 6 応募方法

申込書を 11 の申込・問い合わせ先に提出又は電子申請により応募する。

## 7 提出後の流れ

- (1) 応募内容の確認・審査
- (2) 市が指定要件等を満たすと判断する場合、市と施設管理者で協定内容の協議
- (3) 協定の締結
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
- (5) クーリングシェルター運用開始

## 8 協定の有効期間

協定で定めた有効期間満了の 1 か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

## 9 指定の解除

市は指定の期間中であっても、次の要件により指定を解除することができる。

- (1) 指定要件を満たさなくなった場合
- (2) 施設より指定の解除の申し出があった場合
- (3) 市がクーリングシェルターとしてふさわしくないと判断した場合

## 10 その他

- (1) 協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要がある時は、その都度協議して定める。
- (2) 冷房設備の電気代等、クーリングシェルターの運営に係る費用は、施設側の負担とする。
- (3) 利用者が施設等に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償を負わない。
- (4) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない、市民等が安全安心に利用することができないと市が判断する場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合がある。

## 11 申込・問い合わせ先

金沢市福祉健康局健康政策課

住 所 〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

電 話 番 号 076-220-2233

電子メール kenkou@city.kanazawa.lg.jp